

〈令和 8・9・10 年度〉

**入札参加資格審査申請(指名願)の
電子(オンライン)申請に伴う事業者説明会**

開催日:令和7年12月15日(月)

時 間:第1部 13時～14時

第2部 15時～16時

主催:宇土市

運営:(株)リサーチアンドソリューション
ミラ(株)

次第

1. 電子申請について・導入の目的

▼説明者:財政課

2. 電子申請システムについて

▼説明者:(株)リサーチアンドソリューション
ミラ(株)

3. 今後の事務手続き等について

▼説明者:財政課

4. 質疑応答

1. 電子申請について・導入の目的①

▼指名願の電子申請とは

今まで紙により提出していた指名願が、今後は、紙で資料を揃え郵送する手続きを踏むことなく、インターネットを利用してオンライン上で提出できる仕組み。

※電子申請システム利用のイメージ



1. 電子申請について・導入の目的②

▼導入の目的とメリット

①業務の効率化

②コスト削減

→郵送代の削減(変更届もオンラインで可能)

→郵送時のような提出日と受領日のタイムラグが無い

→内容の不備があった際に、修正した資料を再び郵送する手間がなく、
オンライン上ですぐに再提出できる

→受領確認のためのハガキが不要で、オンライン上で受領通知が受信
できる

1. 電子申請について・導入の目的③

▼電子申請を行うために必要な環境

- ①インターネットが利用できるWindowsパソコン
- ②ブラウザ:Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome(最新版)
- ③メールソフト
- ④Microsoft Excel(2013以降のバージョン)

2. 電子申請システムについて

○電子申請システム名

▼BID-ENTRY

○システム提供事業者

▼(株)リサーチアンドソリューション

ミラ(株) ※システム開発元

※システム概要について事業者より説明

3. 今後の事務手続き等について①

▼申請受付期間

令和8年1月5日(月) ~ 令和8年2月27日(金)

- ・詳細については市HPを参照(実施要領等公開済み)
→「[令和8・9・10年度 宇土市入札参加資格審査申請の受付について\(当初申請\)](#)」
- ・受付期間終了日までに申請手続きを完了すること
- ・審査が完了すると「受理」または「差し戻し(補正)」メールが送信される
「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、すみやかに修正し、再申請を行うこと

3. 今後の事務手続き等について②

▼申請希望種別

- ①建設工事
- ②測量・建設コンサルタント等
- ③物品・業務

▼電子申請サイト

<https://bid-entry.com/>

※電子申請サイトは、期間中24時間利用可能

(メンテナンス等により一時的に利用できない場合あり)

3. 今后の事務手続き等について③

▼提出書類のPDF化について

納税証明書、使用印鑑届、経営事項審査結果通知書などの紙資料は、スキャナーや複合機(スキャナー機能付き)を使ってPDFファイルにすること。所有していない場合は、コンビニエンスストアの複合機(スキャナー機能付き)でPDFファイルにし、USBメモリ等でデータを受け取ることが可能。

▼変更申請について

令和8年4月1日以降、申請内容に変更があった場合は、必要資料を添付の上、BID-ENTRYにて変更申請を行うこと。(建設業者は経営事項審査結果通知書が更新された場合、必ず変更申請すること)

3. 今後の事務手続き等について④

▼申請漏れにご注意を

例えば、建設工事の申請を完了したとしても、**他の種別**（「測量・建設コンサルタント」や「物品・業務」）の入札に参加できるわけではない。

複数の種別で入札参加を希望される場合は、**漏れなく**それぞれの種別の申請を行うこと。

3. 今后の事務手続き等について⑤

▼建設工事の市内・準市内業者の皆様へ

(1)電子申請による格付資料の提出

今まで4月に提出を要請していた**格付資料について**、業務効率化を踏まえ、**今回の電子申請により提出**することとしている。

※根拠となる資料を揃え、PDFにて提出

※対象事業者は「**土木一式**」「**建築一式**」「**舗装**」の業種希望者

※申請後、格付資料の内容に変更があった場合は個別対応とする
(例:電子申請後にISOを取得した、ボランティアに参加した等)

※今回のみに限らず、**今後は毎年度電子申請による提出**

3. 今後の事務手続き等について⑥

▼建設工事の市内・準市内業者の皆様へ

(2)電子申請による準市内業者認定資料の提出

準市内業者認定資料についても、今回の電子申請により提出することとしている。準市内業者の認定を希望される事業者は必ず提出すること。

※根拠となる資料を揃え、PDFにて提出

※対象事業者は宇土市内に営業所等を構える事業者

※提出資料等については市HP参照

4. 質疑応答

※今回の説明で不明な点などがあればお願いします。

※質疑応答の内容については、後日、ホームページで公開予定です。